

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 市町村が定める耐震改修促進計画

市町村は、本計画に基づいて「市町村耐震改修促進計画」を改定又は策定するよう努めるものとし、改定又は策定にあたっては、道路部局、防災部局等とも連携するとともに、県における耐震化の目標や施策との整合を図りながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが望まれます。また、県にあっては、県の定めた目標と市町村の定める目標との整合が図られるよう調整を行うとともに、市町村耐震改修促進計画の改定等に対し情報提供その他の支援を行います。

【市町村の計画に盛り込むべき主な内容】

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- (4) 所管行政庁との連携に関する事項
- (5) その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

【市町村の計画に記載することができる事項】

- (1) 建築物及び建築物に附属するブロック塀が地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、沿道建築物の耐震改修の促進を図ることが必要な道路に関する事項

市町村耐震改修促進計画は、より地域に密着したものであることから、上記の中で、重点的に耐震化をすべき区域の設定や優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定、自治会等との連携策・取組支援策等についても定めることが考えられます。

特に、住宅に関しては耐震化を加速させるため、別途「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、取組を強化することが有効です。

また、多数の者が利用する建築物は、地震等による倒壊や天井等が落下した場合には、多くの被害が発生するおそれがあるため、これらの建築物の早期の耐震化に向けた支援策等についても検討が望まれます。

2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、建築関係団体による長野県木造住宅耐震診断推進協議会や事業者団体等とも連携を図りながら、耐震化の的確な実施を推進します。

3 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次に事後評価を行うこととします。